北海道青少年健全育成条例による有害興行等の禁止指定等に関する認定基準

昭和30年６月22日決定
平成８年10月14日改正
平成19年４月１日改正

（条例による禁止規定に関するもの）

1　北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号。以下「条例」という。）第15条、第16条及び第22条に規定する「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがある」と知事が認める基準は、次のとおりとする。

(1)「著しく粗暴性を助長するもの」

ア　殺人、強盗、放火、傷害、暴行、脅迫、恐喝等の行為を肯定し、又は賛美するような表現をし、又は描写しているもの

イ　残忍若しくは陰惨な殺人、傷害、暴行、処刑等の場面又は拷問、私刑、虐待等による肉体的若しくは精神的苦痛を刺激的に表現し、又は描写しているもの

ウ　殺人、傷害、暴行等の準備又は実行行為を模倣可能なように詳細かつ刺激的に表現し、又は描写しているもの

エ　その他表現、描写等がアからウまでと同程度に粗暴性を助長するもの

(2)「著しく性的感情を刺激するもの」

ア　男女の肉体の全部又は一部を露骨に表現し、又は描写して著しく性的しゅうち心を害するもの

イ　性的行為を露骨に表現し、若しくは描写し、又は容易に連想させるもの

ウ　性的行為に至るまでの方法、過程等を過度に表現し、又は描写しているもの

エ　その他表現、描写等がアからウまでと同程度に性的感情を刺激するもの

(3)「著しく道義心を傷つけるもの」

ア　麻薬、覚せい剤等の乱用を誘発するような行為を表現し、又は描写しているもの

イ　自殺、人身売買等を肯定し、生命、身体又は人格のき損を示唆し、又は助長するおそれのあるもの

ウ　その他表現、描写等がア及びイと同程度に道義心を傷つけるもの

2　条例第19条に規定する「形状、構造又は機能が青少年の健全な育成を害するおそれがある」と知事が認める基準は、次のとおりとする。

(1) 鉄砲等を形どったもの又は飛び道具若しくは投げることを目的としたもので、人体に危害を与えるおそれのあるもの

(2) がん具用煙火で、その構造又は機能が人体に危害を与えるおそれのあるもの

(3) 男女の肉体の全部若しくは一部を形どったもの又はこれらを容易に連想させるもので、著しく性的しゅうち心を害するもの

(4) その他形状、構造又は機能が人体に危害を与えるおそれがあると認められるもの若しくは性的感情を著しく刺激するもの

3　条例第20条に規定する「刃物でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがある」と認められるものであって、規則で定める基準に該当すると知事が認める基準は、次のとおりとする。

一般家庭用、学習用（条例第21条で規定する「学校その他の教育施設における学習に必要な刃物」をいう。）及び業務用に使用する以外の刃物類で、刃渡り又は鋭利性において容易に人を殺傷し得る機能を有するもの

（条例による自主規制に関するもの）

4　条例第17条に規定する「図書類でその内容の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（有害図書類を除く。）」は、前記１に規定する基準により、有害図書類として指定の対象となる可能性のあるものとする。

5　条例第28条に規定する「図書類でその内容の全部又は一部が著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（有害図書類を除く。）又はがん具類でその形状、構造又は機能が青少年の健全な育成を害するおそれがある認められるもの（有害がん具類を除く。）」は、前記１及び２に規定する基準により、有害図書類又は有害がん具類として指定の対象となる可能性のあるものとする。

6　条例第21条に規定する「刃物でその形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発するおそれがあると認められるもの（有害刃物を除く。）」は、刃物で、その形状、構造又は機能が、人の生命又は身体に対し、危険又は被害を誘発する恐れがあると認められるもので、有害刃物の指定を受けた刃物以外のものとする。

　同条に規定する「学校その他の教育施設における学習に必要な刃物」は、学校教育法第１条、第82条の２、第83条に規定する学校、専修学校、各種学校及び学校教育に類する教育を行うにつき他の法律に特別の規定がある教育施設などにおいて行われる教育活動において、通常生徒など個人が所有するものとされるものその他彫刻刀、工作ナイフ、鉛筆削りなど日常の学習活動に必要なものとする。

7　条例第30条に規定する「著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるもの（以下「有害情報」という。）」は、前記１に規定する基準と同様のものとする。